

一宮監公表第8号
令和2年3月2日

一宮市監査委員 和 家 淳
一宮市監査委員 岸 澤 修
一宮市監査委員 長谷川 八 十
一宮市監査委員 高 橋 一

教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、教育文化部の監査を都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

教育文化部（総務課、学校教育課、学校給食課、教育指定管理課、小・中学校（※））の財務事務及び行政事務の状況

（監査対象の期間は、平成31年4月1日から令和元年10月31日まで）

※ 対象とした小・中学校

小学校…大志、瀬部、浅野、丹陽西、浅井北、北方、末広、黒田

（市立小学校42校中8校）

中学校…西成東部、尾西第一

（市立中学校19校中2校）

2 監査場所

監査事務局、関係各課、各施設及び監査対象校

3 実施年月日

令和元年12月3日から令和2年2月27日まで

4 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

（1）契約に関する事務について

ア 契約の方法及び手続が適切になされているか。随意契約による場合、その理由は適切か。

イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など契約内容は適切か。

ウ 契約内容の履行及びその確認が適切になされているか。

（2）委託に関する事務について

ア 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。

（3）負担金、補助及び交付金に関する事務について

ア 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。

イ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべき

ものはないか。

ウ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

エ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

(4) 学校の準公金及び私費会計の取扱いについて

本監査では、市から交付された委託料及び交付金を準公金とし、給食費、教材費、校外学習の旅費、PTA会費など教育活動を円滑に行うために保護者から徴収している経費を私費会計とした。

学校では、教職員がこれらの出納を職務上取り扱っており、公金ではないものの、万が一事故や不祥事があれば、学校の設置者である市の管理責任が問われることになるため、調査の対象とした。

ア 教育委員会において、会計処理基準を整備し周知しているか。また、適切に検査、指導を行っているか。

イ 学校において、公費との区分が適切になされているか。

ウ 学校において、管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

5 監査方法

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

教育文化部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査、視察等を行った。

6 監査結果

事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品等の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 総務課

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 産業廃棄物処理業務（収集・運搬用）2 契約において、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に基づく随意契約が行われていたが、その性質又は目的が競争入札に適さないとは言えないため、競争入札により契約締結されたい。

イ 可燃ごみ収集運搬業務委託契約において、随意契約とする理由が見積書の提出依頼に係る決裁文書に記載されていなかった。決裁文書には必要事項を漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

ウ 同契約始め4 契約において、契約書に秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。契約の相手方が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

エ 消防用設備等の保守点検に関する契約（屋内消火栓設備）において、見積書の提出を依頼するため相手方に送付した仕様書に記載されている消火栓ホースの耐圧試験本数が1 校で変更となったが、決裁権者の承認を得ずに変更の連絡を行っていた。また、契約書に添付されている仕様書に記載された本数が変更前のままとなっていた。仕様に変更があった場合は、決裁権者の承認を得た後に相手方に通知するとともに、契約書類の作成にあたっては内容確認を徹底されたい。

オ 同契約において、仕様書に記載された耐圧試験本数と契約の相手方から提出された報告書に記載された実施本数が異なる学校が9 校あった。報告書の記載本数が正しいとのことであるので、仕様書等の作成にあたっては、業務内容を十分把握したうえで、必要事項を漏れなく正しく記載し、業務の実施状況の確認を的確に行われたい。また、契約金額に変更が生じるのであれば、契約の相手方と協議のうえ変更契約を締結されたい。

(2) 随意契約による校舎等の修繕工事に係る事務において、同じ校舎や施設に係る修繕工事を複数回発注しているものがあったが、一連の経緯や追加工事を1 者からの見積りにより発注した理由などが決裁文書で明確にされていなかった。当初の工事施工中に新たに修繕が必要な箇所が発見されたため、改めて追加発注したとのことであるが、競争入札を回避するための分割発注との疑念を抱かれかねない。説明責任を果たせるよう、決裁文書

には経緯や理由を明記し、事務の透明性を確保されたい。また、工事の発注にあたっては、事前調査、計画立案を慎重かつ十分に行い、効率性、経済性に意を用いられたい。

- (3) 地方自治法第239条第1項に該当する備品として登録されているものが、公有財産としても登録されていた。速やかに公有財産の登録を抹消し、財産管理に万全を期されたい。
- (4) 備品の管理状況について調査したところ、一部の備品で、取得済みにもかかわらず備品管理システム（以下、「システム」という。）による登録処理が漏れていたものや廃棄済みにもかかわらずシステムによる不用決定処理が漏れていたものがあった。また、所管換えにより受け入れた備品のシステムによる所管換登録処理の一部が漏れていたものがあった。一宮市物品等会計規則に基づき速やかに手続を行い、備品管理に万全を期されたい。
- (5) 学校配布用として総務課で一括購入している物品のうち、南京錠の在庫管理について調査したところ、出納簿と実際の在庫数が一致していなかった。受払簿への記載を適正に行うとともに、定期的に受払簿の記載内容と残数について照合、確認を行うなど適正な管理に努められたい。
- (6) 公印の管守に関する事務において、公印カードの公印管守記録が更新されていなかったため、必要事項を記載し、公印の管守には万全を期されたい。

◎ 学校教育課

- (1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 知能検査業務委託契約始め4契約において、個人情報保護に関する条項が記載されていなかった。契約の相手方が業務上知り得た個人情報を漏らすことのないよう契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

イ 小中学校総合保健管理システムライセンス更新及び使用に係る契約において、契約書に権利及び義務の譲渡等の禁止に関する条項が記載されていなかった。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

ウ 英会話指導講師業務委託契約（小学校）及び英語指導講師業務委託契約（中学校）において、仕様書に、受託者は指導講師の業務評価を教育委員会に報告するよう定められているが、報告書が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導す

るとともに、内容確認を徹底されたい。

- (2) 魅力あふれる学校づくり推進事業交付金の歳出科目に旅費があり、教員の研修に係る出張旅費が本交付金で支出されている学校があったが、復命書が作成されていなかった。当該研修への参加が本事業になぜ必要で、どのように活かされるのかを明確にし、支出の妥当性について説明責任が果たせるよう、復命書を作成されたい。
- (3) 学校教育課執務室内にあるパソコンについてワイヤーロック等で施錠されているかを確認したところ、施錠されずに机上に設置されているパソコンが9台あった。盗難及び情報漏えいを防止するため、情報関連機器はワイヤーロックを取り付けるなど適切に管理し、情報セキュリティに万全を期されたい。
- (4) 校外活動費（非宿泊）に対する就学援助費の支給決定に係る決裁文書を確認したところ、支給額一覧表のうち学校別支給額と学校長による校外活動費（非宿泊）に関する報告書とで、対象児童数及び合計金額が一致していない学校があるにもかかわらず、不一致の理由が示されていなかった。実際には、校外活動実施後に対象児童の転校があったことを担当者が確認していたが、決裁文書にも確認の記録を残し、支給額の正確性、適正性を確保されたい。

◎ 学校給食課

- (1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。
 - ア 学校給食共同調理場ボイラー保守点検整備業務委託契約は、契約金額の9割を上半期に支払う契約内容となっているが、仕様書等にそれぞれの業務の実施時期や回数が明記されておらず、支払時期ごとの金額の根拠が不明瞭となっていた。契約書類には契約の条件を漏れなく明確に記載されたい。
 - イ 学校給食従事職員検便検査業務契約において、仕様書に「別紙一覧」とあるが、別紙が添付されていなかった。契約の締結にあたっては、契約書の内容確認を徹底されたい。また、契約書を市と契約の相手方の双方で保管すべきところ、2部ともに学校給食課で保管していたので、速やかに契約の相手方に渡されたい。
 - ウ 単独校調理場外気取入口フィルタ等清掃業務契約において、契約書に添付されている約款で、市は完了検査の結果を契約の相手方に書面で通

知しなければならない旨が定められているが、書面による通知が行われていなかった。口頭で通知していたとのことであるが、契約書等で定められた事項は確実に行われたい。

エ 単独校調理場学校給食調理業務委託契約（開明小）において、随意契約とする理由や適用条項が見積書の提出依頼に係る決裁文書に記載されていなかった。決裁文書には必要事項を漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

(2) 備品の管理状況について調査したところ、一部の備品で、廃棄済みにもかかわらずシステムによる不用決定処理が漏れていたものや、所管換えにより受け入れた備品のシステムによる所管換登録処理の一部が漏れていたものがあつた。一宮市物品等会計規則に基づき速やかに手続を行い、備品管理に万全を期されたい。

◎ 教育指定管理課

(1) 備品の管理状況について調査したところ、一部の備品で、所在不明のもの、廃棄済みにもかかわらずシステムによる不用決定処理が漏れていたもの、システムに登録されている設置場所とは異なる場所に設置されていたものがあつた。これは、システム上の設置場所の未修正等による結果、システムから出力した一覧表と現物との照合を年1回行う際、設置場所ごとに出力したリストから漏れ、照合が行われていなかったことが原因である。速やかに照合確認を行うとともに、一宮市物品等会計規則に基づく手続を行い、備品管理に万全を期されたい。

(2) 郵便切手等の管理について、定期的に現物との照合を行っておらず、受払簿の残数と保有枚数が一致していなかった。定期的に受払簿の記載内容と現物との照合、確認を行うなど適正な管理に努められたい。

◎ 小・中学校

特に指摘（留意）すべき事項はなかった。